

就学支援金申請書類の入手・提出方法について

今年度より、就学支援金の申請は原則オンラインにて受け付けます。

① 前回マイナンバーを提出し就学支援金の認定を受けたご家庭

前回ご提出いただいたマイナンバーで今回も審査を行います。**ご自宅に書類が郵送されないご家庭は原則、手続不要です**（下記②の場合を除く。）。

② 前回マイナンバーを提出し就学支援金の認定を受けたが、住所や保護者に変更があったご家庭

オンラインシステムにて就学支援金の再申請が必要になります。オンラインシステム未登録の方は経営企画室までご連絡ください。システム利用開始のための初期パスワードをお伝えします。
※状況によって、マイナンバー情報が必要になります。その場合は別途ご案内します。

③ 前回マイナンバーを提出し、就学支援金が不認定だったご家庭

オンラインシステムにて就学支援金の再申請が必要になります。
ご自宅に申請関係書類を郵送します。オンラインシステム未登録の方はシステム利用開始通知書を同封しますので、**入力期限までに**就学支援金の申請をお願いいたします。
※昨年度不申請の方・第1学年申請者の方は現在4月申請を審査中です。不認定の通知がご自宅に届いた場合、オンラインシステムにて就学支援金の申請をお願いいたします。

④ 前回マイナンバー以外で就学支援金の認定を受けたご家庭

オンラインシステムでの就学支援金の申請と収入確認書類（マイナンバー、令和6年度住民税（非）課税証明書、令和6年1月1日時点で生活保護を受給していることの確認ができる生活保護受給証明書のいずれか）の提出が必要です。ご自宅に申請関係書類を郵送しますので、**期限までに**必ずオンラインでの申請・収入確認書類のご提出をお願いいたします。

⑤ 引き続き、就学支援金を申請しないご家庭

【申請しない場合もオンライン申請が必要です!!】

ご自宅宛に通知を郵送します。**入力期限までに**申請をお願いいたします。

入力・提出期限 令和6年7月19日（金） 17時（必着）

★書類の提出が必要な方は、経営企画室窓口へ提出（生徒でも可）または郵送（簡易書留またはレターパック）してください。

同時にお配りした「令和6年度 東京都国公立高等学校等『奨学のための給付金』制度の御案内」（カラー印刷）について、申請書類を**7月16日（火）**から経営企画室にて配布します。

なお、認定の可能性が高いと見込まれるご家庭については、8月中旬に申請用紙をご家庭に郵送する予定です。提出期限は**9月17日（火）17時（必着）**です。

※早期給付申請した新入生も改めて申請が必要です！

オンライン申請サイト
QRコード



【問合せ先】

〒179-0071 東京都練馬区旭町2-1-35
東京都立光丘高等学校 経営企画室
電話 03-3977-1501（平日 8:30～17:00）